

労働条件通知書兼雇用契約書

令和2年4月6日

契約期間	期間の定めなし、 <u>期間の定めあり</u> （令和2年4月13日～令和2年7月12日） ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 [自動的に更新する、 <u>更新する場合があります</u> 、契約の更新はしない・その他（ ）] 2 契約の更新は次により判断する。 （ ・ 契約期間満了時の業務量 ・ 勤務成績、態度 ・ 能力 ・ 会社の経営状況 ・ 従事している業務の進捗状況 ・ その他（ ） ） 【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間：Ⅰ（高度専門）・Ⅱ（定年後の高齢者） Ⅰ 特定有期業務の開始から完了までの期間（ ）年（ ）月（上限10年） Ⅱ 定年後引き続いて雇用されている期間
就業の場所	
従事すべき業務の内容	外国人技能実習生の管理業務等 【有期雇用特別措置法による特例の対象者（高度専門）の場合】 ・ 特定有期業務（ ） 開始日： 完了日：
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換(1)～(5)のうち該当するもの一つに○を付けること。、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 (1) 始業（ 8 時 30 分） 終業（ 17 時 30 分） 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等：（ ）単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 [始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ） 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ） 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ）] (3) フレックスタイム制：始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 （ただし、フレックスタイム（始業） 時 分から 時 分、 （終業） 時 分から 時 分、 コアタイム 時 分から 時 分） (4) 事業場外みなし労働時間制：始業（ 時 分） 終業（ 時 分） (5) 裁量労働制：始業（ 時 分） 終業（ 時 分）を基本とし、労働者の決定に委ねる。 2 休憩時間（60）分 3 所定時間外労働の有無（ <u>有</u> ， 無）
休日	・ 定休日：毎週 土、日曜日、国民の祝日、その他（12/29～翌1/3） ・ 非定休日：週・月当たり 日、その他（ ） ・ 1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日
休暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 10 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇（有 <u>無</u> ） → か月経過で 日 時間単位年休（有 <u>無</u> ） 2 代替休暇（有 <u>無</u> ） 3 その他の休暇 有給（ ） 無給（ ）

(次頁に続く)